令和７年６月10日

各位

一般社団法人発明推進協会

工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕正誤表

以下のとおり本書に誤記がございました。関係各位にご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。なお、今後、新たな誤記が見つかった場合、正誤表を随時更新してまいります。

本件のお問い合わせ：一般社団法人発明推進協会 出版チーム 原澤幸伸（TEL03-3502-5433／y-harasawa@jiii.or.jp）

訂正日	該当頁	正	誤
2022.10.20	p.60 〔趣旨〕 ３行	優先権の主張の補正ができる期間は、特許法条約に基づく規則（特許法条約に基づく規則一四規則(3)は、優先権の主張の補正又は追加ができる期間は、PCT に基づく規則（26 の 2.1）に規定する期間より短くないものとする旨を規定している。）	優先権の主張の補正ができる期間は、特許法条約に基づく規則（特許法条約に基づく規則一四規則(3)は、優先権の主張の補正又は追加ができる期間は、PLT に基づく規則（26 の 2.1）に規定する期間より短くないものとする旨を規定している。）
2022.10.20	p.196 13 行	なお、本項において「最初の査定」としたのは、審判から審査へ差し戻されて再び拒絶査定がされる場合もあるので（一六〇条）、このような場合を含まない趣旨を明確にするためである。	なお、本項において「最初の査定」としたのは、審判から審査へ差し戻されて再び拒絶査定がされる場合もあるので（一〇六条）、このような場合を含まない趣旨を明確にするためである。
2022.10.20	p.202 ２～９行	四号は、実用新案登録無効審判の請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限について規定する。実用新案登録無効審判の審理において、ある技術の実用新案権の有効性の判断が可能なところまで審理が進んだ段階で、同一の技術について新たな特許出願が行われると、審理を進めてきた請求人の負担が無に帰する可能性がある。また、審理が進んだ段階で実用新案登録に基づく特許出願が行われ、その特許権が設定された場合に、当該特許権について特許無効審判の請求がなされると、同一の技術について、審理が二重に行われることになる。したがって、実用新案登録無効審判の請求があった場合、最初に指定された答弁書提出可能期間経過後は、その実用新案登録に基づく特許出願を行うことができないこととしたものである。なお、「最初に指定された」とは、複数の実用新案登録無効審判各々の最初の指定という意味ではなく、複数の実用新案登録無効審判全てを通じて最初の指定であることを意味している。	四号は、特許無効審判の請求に伴う実用新案登録に基づく特許出願の制限について規定する。特許無効審判の審理において、ある技術の実用新案権の有効性の判断が可能なところまで審理が進んだ段階で、同一の技術について新たな特許出願が行われると、審理を進めてきた請求人の負担が無に帰する可能性がある。また、審理が進んだ段階で実用新案登録に基づく特許出願が行われ、その特許権が設定された場合に、当該特許権について特許無効審判の請求がなされると、同一の技術について、審理が二重に行われることになる。したがって、実用新案登録に対する無効審判の請求があった場合、最初に指定された答弁書提出可能期間経過後は、その実用新案登録に基づく特許出願を行うことができないこととしたものである。なお、「最初に指定された」とは、複数の特許無効審判各々の最初の指定という意味ではなく、複数の特許無効審判全てを通じて最初の指定であることを意味している。

2022.10.31	p.346 13 行	こうした理由から、特許権者が自己の特許権についての**通常実施権**の許諾等をし得たと認められない場合を除き、実施相応数量を超える数量又は特定数量に応じた実施料相当額を損害の一部とすることができる旨を定めている。	こうした理由から、特許権者が自己の特許権についての通常使用権の許諾等をし得たと認められない場合を除き、実施相応数量を超える数量又は特定数量に応じた実施料相当額を損害の一部とすることができる旨を定めている。
2022.10.31	p.358 〔趣旨〕 1～2 行	本条は、**特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟**における書類の提出義務について規定したものである。文書一般の提出義務については民事訴訟法二二〇条に定めるところであるが、本条の規定は**民事訴訟法二二〇条**の要件を充足していない場合にも適用されるわけである。	本条は、特許権侵害訴訟における書類の提出義務について規定したものである。文書一般の提出義務については民事訴訟法二二〇条に定めるところであるが、本条の規定は本条の要件を充足していない場合にも適用されるわけである。
2022.10.31	p.443 特 120 条の 7 1 号及び 2 号	一　請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百二十条の五第二項の訂正の請求がされた**場合　当該**一群の請求項ごと 二　請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、前号に掲げる場合以外の**場合　当該**請求項ごと	一　請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百二十条の五第二項の訂正の請求がされた場合当該一群の請求項ごと 二　請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、前号に掲げる場合以外の場合当該請求項ごと
2022.11.04	p.491 19 行	ちなみに、請求書の却下の決定に不服があるときは東京高等裁判所へ出訴することができ（一七八条一項）、また、これ以外の手続の却下の決定に不服があるときは行政不服審査法に基づく**審査請求**、又は行政事件訴訟法に基づく…	ちなみに、請求書の却下の決定に不服があるときは東京高等裁判所へ出訴することができ（一七八条一項）、また、これ以外の手続の却下の決定に不服があるときは行政不服審査法に基づく出願審査の請求、又は行政事件訴訟法に基づく…
2022.11.04	p.493 〔趣旨〕 6 行	なお、一項の却下処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づく**審査請求**又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起をすることができる。	なお、一項の却下処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づく出願審査の請求又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起をすることができる。
2022.11.04	p.561 特 167 条の 2 1 号及び 2 号	一　請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた**場合　当該**一群の請求項ごと 二　一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた**場合　当該**一群の請求項ごと	一　請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた場合当該一群の請求項ごと 二　一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた場合当該一群の請求項ごと
2022.11.04	p.570 1 行	…費用の額の決定に対しては行政不服審査法に基づく**審査請求**、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができるわけであるが、…	…費用の額の決定に対しては行政不服審査法に基づく出願審査の請求、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができるわけであるが、…
2022.11.04	p.590 5～6 行	この却下に対して不服がある場合には、…、行政不服審査法（旧法、昭和三七法律一六〇）五条の**審査請求**を経て地裁に不服申立てがなされることとされていた。	この却下に対して不服がある場合には、…、行政不服審査法（旧法、昭和三七法律一六〇）五条の出願審査の請求を経て地裁に不服申立てがなされることとされていた。
2022.11.04	p.599 特 182 条	一　裁判により訴訟手続が完結した**場合　各審級**の裁判の正本（本号追加、平二	一　裁判により訴訟手続が完結した場合各審級の裁判の正本（本号追加、平二三

	1号及び2号	三法律六三） 二　裁判によらないで訴訟手続が完結した**場合　訴訟**手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類（本号追加、平二三法律六三）	法律六三） 二　裁判によらないで訴訟手続が完結した場合訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類（本号追加、平二三法律六三）
2022.11.04	p.602 〔趣旨〕 2行	本条は、対価の額についての訴えについて規定したものである。裁定自体に不服がある場合は本条の問題ではなく、行政不服審査法に基づく**審査請求**、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができる。	本条は、対価の額についての訴えについて規定したものである。裁定自体に不服がある場合は本条の問題ではなく、行政不服審査法に基づく出願審査の請求、又は行政事件訴訟法に基づく訴訟の提起ができる。
2022.11.04	p.606 16行	なお、国際特許出願について適用しない規定の範囲は、平成一四年の一部改正前は、四三条のみであったが、同改正により四三条の三まで拡大され、平成二六年の一部改正において追加された**四三条の二第二項**（パリ条約の例による優先権の主張（四三条の三第三項において準用））の規定についても、国際特許出願には適用しないこととした。	なお、国際特許出願について適用しない規定の範囲は、平成一四年の一部改正前は、四三条のみであったが、同改正により四三条の三まで拡大され、平成二六年の一部改正において追加された四三条の二（パリ条約の例による優先権の主張（四三条の三第三項において準用））の規定についても、国際特許出願には適用しないこととした。
2022.11.15	p.437 特120条の5 4項	4　前項の場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに**当該請求**をしなければならない。	4　前項の場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当請求をしなければならない。
2022.11.24	p.683 16行	平成一五年に特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、本号においても特許異議申立てに関するものは対象外となったが、平成二六年において、特許異議申立制度が創設されたことに伴い、**特許異議の申立て、その取下**げ及び確定した決定等を公報に掲載することとした。	平成一五年に特許異議申立制度が廃止されたことに伴い、本号においても特許異議申立てに関するものは対象外となったが、平成二六年において、特許異議申立制度が創設されたことに伴い、特許異議の申立てにおける請求、取下げ及び確定した決定等を公報に掲載することとした。
2022.11.24	p.965 15行	なお、特許庁長官による出願却下処分については、行政不服審査法による**審査請求**又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となる。	なお、特許庁長官による出願却下処分については、行政不服審査法による出願審査の請求又は行政事件訴訟法による取消訴訟の対象となる。
2022.11.24	p.994 5～6行	特許制度においては、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正が可能となっているため、第三者からの攻撃（**特許無効審判**の請求や情報提供等）に対して無効理由に該当する瑕疵を取り除くことにより防御することができる。	特許制度においては、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正が可能となっているため、第三者からの攻撃（実用新案登録無効審判の請求や情報提供等）に対して無効理由に該当する瑕疵を取り除くことにより防御することができる。

2022.11.24	p.1051 実 45 条 1 項	この場合において、同法第百七十四条第三項中「第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、「第百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第百六十八条まで」とあるのは「、第百六十七条の二、同法第四十条」と読み替えるものとする。	この場合において、同法第百七十四条第三項中「第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文」とあるのは「実用新案法第三十八条第一項、同法第三十八条の二第一項本文」と、「第百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「同法第三十九条第一項、第三項及び第四項」と、「から第百六十八条まで」とあるのは「、第百六十八条の二、同法第四十条」と読み替えるものとする。
2022.11.24	p.1067 12 行	③実用新案法においては、(ⅰ)条約において各国に選択的な適用を委ねる規定についてその採否を定める規定（例えばPCT 二二条(3)と不採用を定めた四八条の四第一項、PCT 七条(2)(ⅱ)の採用を規定した四八条の七)、(ⅱ)条約と国内法との整合を図る上で必要な規定（例えば旧四八条の六及び四八条の八の二)、(ⅲ)条約に定めのない規定（例えば旧四八条の四第三項及び四八条の一二）について、	③実用新案法においては、(ⅰ)条約において各国に選択的な適用を委ねる規定についてその採否を定める規定（例えばPCT 二二条(3)と不採用を定めた四八条の四第一項、PCT 七条(2)(ⅱ)の採用を規定した四八条の七)、(ⅲ)条約と国内法との整合を図る上で必要な規定（例えば旧四八条の六及び四八条の八の二)、(ⅲ)条約に定めのない規定（例えば旧四八条の四第三項及び四八条の一二）について、
2022.11.24	p.1097 実 61 条 1 項 1 号 及び 2 号	一　第五十六条又は前条第一項　三億円以下の罰金刑 二　第五十七条又は第五十八条　三千万円以下の罰金刑	一　第五十六条又は前条第一項三億円以下の罰金刑 二　第五十七条又は第五十八条三千万円以下の罰金刑
2022.11.24	p.1250 6 行	なお、大正一〇年法において、輸入は二六条の罰則において規定されていたが、	なお、大正一〇法において、輸入は二六条の罰則において規定されていたが、
2022.11.24	p.1291 6 行	なお、平成二三年の一部改正前は、登録した仮通常実施権を有する者があるときは、	なお、平成二三年の一部改正前は、登録した仮通常実施権者を有する者があるときは、
2022.12.07	p.653 15 行	なお、平成一四年の一部改正において、一八四条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、一八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願については、出願人以外からの出願審査の請求の提出時期について、翻訳文提出特例期間の経過後とした。	なお、平成一四年の一部改正において、一八四条の四第一項に翻訳文提出特例期間が設けられたことに伴い、一八四条の四第一項ただし書の外国語特許出願については、出願人からの出願審査の請求の提出時期について、翻訳文提出特例期間の経過後とした。
2024.06.05	p.1027 4 行	また、令和三年の一部改正前は、二～三年も経過すれば多くの考案は利用についての目安もつき、登録料を納付することができるであろうという理由に基づき、考案者又は相続人が軽減、免除又は猶予を受けることができるのは第一年から第三年までの登録料に限られていたが、令和三年の一部改正において、三一条一項が改正されたことに伴い、減免期間についても、制度内容に変更はないものの、政令以下で運用を明らかにする体系とした。	また、令和三年の一部改正前は、二～三年も経過すれば多くの考案は利用についての目安もつき、登録料を納付することができるであろうという理由に基づき、考案者又は相続人が軽減、免除又は猶予を受けることができるのは第一年から第三年までの登録料に限られていたが、令和三年の一部改正において、三一条一項が改正されたことに伴い、減免期間を政令に委任することとした。

2025.06.10	p.491 14 行	しかし、補正命令に対して補正する場合、	しかし、一三一条二項の補正命令に対して補正する場合、
2025.06.10	p.1316 4 行	本条は、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての特許庁の判定について規定したものである。	本条は、意匠の範囲についての特許庁の判定について規定したものである。
2025.06.10	p1320 10 行	一項の趣旨については、特許法七四条の〔趣旨〕を参照されたい。	一項、三項、四項の趣旨については、特許法七四条の〔趣旨〕を参照されたい。
2025.06.10	p.1329 4 行	なお、二九条の二第二号に該当する場合としては	なお、二九条の二第一号に該当する場合としては
2025.06.10	p.1343 12 行	特許法においては平成一四年の一部改正で措置されていたものの	特許法においては平成一四年の改正で措置されていたものの
2025.06.10	p.1370 3～4 行	無効審判において審判請求書の請求の理由の要旨を変更するような補正を認めないこととした	無効審判において審判請求書の理由の要旨を変更するような補正を認めないこととした
2025.06.10	p.1406 8～9 行	意匠権に専用実施権又は質権が設定されているときは、	意匠権に実施権又は質権が設定されているときは、
2025.06.10	p.1406 13～15 行	なお、国際登録に基づく意匠権については、専用実施権者等の承諾を得ることなく放棄することを制度上禁止できないが、専用実施権者等は意匠権が無断で放棄されたことにより生じた損害について、民事上の救済（専用実施権、質権の設定契約の債務不履行に基づく損害賠償請求等）を受け得るものと考えられる。	なお、国際登録に基づく意匠権については、実施権者等の承諾を得ることなく放棄することを制度上禁止できないが、実施権者等は意匠権が無断で放棄されたことにより生じた損害について、民事上の救済（実施権、質権の設定契約の債務不履行に基づく損害賠償請求等）を受け得るものと考えられる。
2025.06.10	p.1522 囲み 4 項 1 号	一　文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章　商品若しくは商品の包装、	一　文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合の標章商品若しくは商品の包装、
2025.06.10	p.1522 囲み 4 項 2 号	二　音の標章　商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合	二　音の標章商品、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合
2025.06.10	p.1549 3～4 行	本条は、三条で商標としての一般的適格性を持つものとされた商標について具体的に公序良俗の見地及び他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるかどうか、商品の品質の誤認又は役務の質の誤認を生ずるかどう	本条は、三条で商標としての一般的適格性を持つものとされた商標について具体的に公序良俗の見地及び他人の業務に係る商品と混同を生ずるかどうか、商品の品質の誤認を生ずるかどう
2025.06.10	p.1589 3～5 行	すなわち、本条の要件を満たす場合は出願時が出品（出展）の時まで遡及するのである。その趣旨は、博覧会に出品した者がその出品した商品又は出展した役務に使用した商標を他人が先に商標登録出願をした場合に正当な商標登録出願者であるべき出品（出展）者を保護しようとする	すなわち、本条の要件を満たす場合は出願時が出品（展）の時まで遡及するのである。その趣旨は、博覧会に出品した者がその出品した商品又は出展した役務に使用した商標を他人が先に商標登録出願をした場合に正当な商標登録出願者であるべき出品（展）者を保護しようとするもの

		ものである。	である。
2025.06.10	p.1591 9行	四項は、平成二六年の一部改正において追加された。特許法三〇条**新設**四項の規定と同趣旨により本項を新設し、	四項は、平成二六年の一部改正において追加された。特許法三〇条四項の規定と同趣旨により本項を新設し、
2025.06.10	p.1591 17～18行	なお、**救済に係る手続**期間について、在外者にあっては、「**その責めに帰することができない理由**」の解消日から「二月」としたのは、遠隔であることを考慮したものである。	なお、回復申請期間について、在外者にあっては、「正当な理由」の解消日から「二月」としたのは、遠隔であることを考慮したものである。
2025.06.10	p.1604 4行	なお、三号の括弧書は、標準文字によって商標登録を**受けようとする**場合には、	なお、三号の括弧書は、標準文字によって商標登録を受けた場合には、
2025.06.10	p.1629 2～3行	三項は、更新登録の申請を当該商標権の存続期間の満了後六月間についても更に認める旨を規定したものである。これは、商標法条約（一三条(1)(c)、**商標法条約**に基づく規則八規則）の要請によるものである。	三項は、更新登録の申請を当該商標権の存続期間の満了後六月間についても更に認める旨を規定したものである。これは、商標法条約（一三条(1)(c)、商標法条例に基づく規則八規則）の要請によるものである。
2025.06.10	p.1629 11行	（**国際出願法**施行規則二七条の二及び二七条の三等）	（国際出願施行規則二七条の二及び二七条の三等）
2025.06.10	p.1706 6～7行	二号の括弧書における「**第四三条の三第二項**の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合」については、	二号の括弧書における「登録異議の申立てに係る商標登録の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合」については、
2025.06.10	p.1805 囲み4行	第五条第一項中「**三　指**定商品又は指定役務並びに第六条第二項の	第五条第一項中「三指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の
2025.06.10	68条1項 囲み6行	第五条の二第一項中「**四　指**定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは	第五条の二第一項中「四指定商品又は指定役務の記載がないとき。」とあるのは
2025.06.10	p.1883 囲み 1～2行	同法第十七条第三項中「**二　手**続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは	同法第十七条第三項中「二手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは